

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

板倉町長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報及び企業・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額を計算し賦課する。</p> <p>住民からの申請に基づき、住民税情報から所得証明書・課税証明書を発行する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。②取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。③各種申告情報②で作成した電子データを個人住民税システムに取り込む。④賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会して取得する。⑤賦課情報を作成する。⑥他自治体の資料については、当該自治体へ回送する。⑦税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。⑧課税決定者・年金保険者・各企業へ税額通知する。⑨作成された賦課情報を他の税目に提供する。⑩賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書・課税証明書を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、申告受付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 住民税係
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]
判断の根拠	<p>「板倉町情報セキュリティポリシー」に従い、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失、毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</p> <p>USBメモリは、事前に許可された媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。</p> <p>また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。</p> <p>不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、確認を行った上で廃棄する。</p> <p>特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	個人住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、eLTAXシステム	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、10、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、2条、3条、4条、6条、7条、10条、12条、13条、19条、20条、22条、23条、25条、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、40条、43条、44条、47条、49条、50条、51条、54条、55条、58条、59条 (別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>27の項 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 (別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)</p> <p>第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3 (情報照会の根拠)</p> <p>第20条</p>	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	戸籍税務課	税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	戸籍税務課長 丸山 英幸	税務課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 住民税係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 住民税係	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 住民税係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 住民税係	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年10月30日	I-1-③ システムの名称	個人住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、eLTAXシステム	個人住民税システム、申告受付システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、マイナポータル申請管理	事後	
令和7年10月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル	個人住民税賦課情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル	事後	
令和7年10月30日	I-3 特定個人情報の利用	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和7年10月30日	IV-8 人手を介在させる作業		項目追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	
令和7年10月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、 26、27、28、29、31、34、35、37、38、3 9、40、42、48、53、54、57、58、59、61、 62、63、64、65、66、67、70、71、74、8 0、84、85の2、87、91、92、94、97、101、 102、103、106、107、108、113、114、1 15、116、119の項 (別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)</p> <p>第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10 条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、 21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24 条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、2 8条、31条、31条の2、31条の3、32条、33 条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、 40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44 条の2、45条、47条、49条、49条の2、50 条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、 59条の2、59条の3 (情報照会の根拠)</p>	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 (情報提供の根拠)</p>	事後	
令和7年10月30日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉268 2番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 住民税係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉268 2番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	